群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)にかかる 支援金及び慰労金交付要領

(趣旨)

第1条 群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)にかかる支援金及び 慰労金(以下「補助金等」という。)については、予算の範囲内において交付するものと し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)実施要綱」(令和2年6月 19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。)、 「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱」 (令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・ 厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。)及び群馬県補助金等に関する規 則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、こ の要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金等は、介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援及びサービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を行うとともに、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

(交付の対象)

- 第3条 この補助金等は、次に掲げる事業を交付の対象とする。
 - (1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

実施要綱3 (1) ①アに基づき、次のアからオに定める介護サービス事業所・施設等 (各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防 ケアマネジメント)を含む) (以下「介護事業所等」という。) において、感染症対策 を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費

- ア 訪問系サービス事業所(訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、 訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対 応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指 導事業所をいう。)
- イ 通所系サービス事業所(通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。)
- ウ 短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所 をいう。)
- エ 多機能型サービス事業所 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型 居宅介護事業所をいう。)
- 才 介護施設等(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施

- 設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。)
- (2) 介護事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業(以下「慰労金」という。) 実施要綱3(2)アに基づき、次のア及びイに該当する者
 - ア 介護事業所等に勤務し、利用者と接する職員
 - イ 次のいずれにも該当する職員
 - (ア) 介護事業所等において勤務した日が、令和2年2月11日(本県の医療機関においてクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた日)より令和2年6月30日までの間に延べ10日以上ある者。ただし、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務した日として算入しない。
 - (イ) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護事業所等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含む。)
- (3) 介護サービス再開に向けた支援事業
 - 実施要綱3 (3) ①アに基づき、本項(1)アからエの介護事業所等が実施する高齢者 やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利 用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組に係る経費
- 2 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生していない場合も前項(1)及び(3)の 事業(以下「支援金」という。)の対象とする。

(対象経費)

第4条 支援金については、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するためのかかり増し経費及び在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組であって、対象経費及び単価については別添1のとおりとする。

(対象期間)

第5条 支援金は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに発生した経費を対象と する。

(交付額等の算定方法)

- 第6条 支援金の交付額は、次により算定された額とする。
 - (1) 別添1に定める基準単価により積算した額と対象経費の支出予定額を比較して少ない 方の額を選定するものとする。
 - (2) 本項(1)により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 慰労金の交付額は、次により算定された額とする。
- (1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介

護事業所等に勤務し、利用者と接する職員

- ア 第3条第1項(1)アの介護事業所等において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員は1人20万円を支給する。
- イ 第3条第1項(1)イからオの介護事業所等において、実際に新型コロナウイルス感 染症患者又は濃厚接触者が発生した日(患者については症状が出た日、濃厚接触者に ついては感染者と接触した日)以降に当該介護事業所等で勤務した職員は1人20万 円を支給する。
- ウ 本項(1)ア及びイ以外の職員は1人5万円を給付する。
- (2) 本項(1)以外の介護事業所等に勤務し、利用者と接する職員は1人5万円を支給する。
- (3) 本項(1)及び(2)により算定された慰労金を介護事業所等が勤務する職員に支給する際に要する振込手数料の額を交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第7条 この補助金等の交付の申請は、知事が定める日までに交付申請書に関係書類(様式 1、様式1別添、様式2、様式3、その他知事が指定する書類)を添えて、群馬県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)を通じて、知事に提出するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、同様の書類を知事に直接提出するものとする。
 - (1) 国保連に登録されている口座が債権譲渡されている介護事業所等の補助金等の申請
 - (2) 本県に所在するが本県以外の基準該当サービスのみを行う介護事業所等の補助金等の申請
 - (3) 国保連に対して報酬請求を行っていない介護事業所等の補助金等の申請
 - (4) 介護事業所等から一括して申請を行うことができない職員の慰労金の申請
 - (5) 市町村直営の代理受領が行えない介護事業所等に勤務する職員の慰労金の申請
- 2 慰労金については、原則として、介護事業所等が職員から委任を受けて代理申請・受領を行い、介護事業所等が職員に給付するものとする。ただし、やむを得ない場合は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(介護分)個人用申請書及び実績報告書(様式5)を職員が知事に直接提出するものとする。
- 3 交付の申請の受付期限は、令和3年2月26日までとする。

(交付の決定)

第8条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、 適当と認めたときは、第9条に規定する事項を条件に補助金等の交付を決定するものと し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第9条 この補助金等の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければ

ならない。

- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)に は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式6)により速やかに、遅く とも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければな らない。また、支援金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控 除税額を知事に返還しなければならない。
- (9) この補助金等に係る対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(補助金等の概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、第8条の規定による交付の決定を もって、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(補助金等の交付に関する周知等)

第11条 知事は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施に当たり、交付対象の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による介護事業所等への周知を行う。

(補助金等の申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第12条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、介護事業所等又は利用者 と接する職員から第7条第3項に規定する交付の申請の受付期限までに同条第1項及び第 2項の規定による申請が行われなかった場合は、補助金等の交付を受けることを辞退した ものとみなす。
- 2 知事が第8条の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(実績報告)

- 第13条 支援金の交付の決定を受けた補助事業者は、事業が完了してから1か月後又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書に関係書類(様式7、様式7別添、様式8、様式3)を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 慰労金の交付の決定を受けた補助事業者は、職員に慰労金を給付した日から1か月以内 を目処に実績報告書に関係書類(様式7、様式7別添、様式8、様式3)を添えて知事に 提出しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書きに基づき申請を行った職員は、新型コロナウイルス感染症対応 従事者慰労金(介護分)個人用申請書及び実績報告書(様式5)を知事に提出するものと する。

(補助金等の額の確定)

- 第14条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査 等を行い、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び条件に適合すると認めると きは、交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとし、当該補助事業者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

- 第15条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要領に違反したとき
 - (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき
 - (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき
 - (4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは 著しく困難であると知事が認めたとき。

(補助金等の返還)

第16条 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金等を知事の定め る期限内に返還しなければならない

(不当利得の返還)

- 第17条 知事は、補助金等の交付を受けた後に交付の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた者に対して補助金等の返還を命ずる。
- 2 前項により返還を命じられた者は、知事の定める期間内に補助金等を返還しなければな

らない。

(慰労金の受給権の譲渡又は担保の禁止)

第18条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金等の経理)

- 第19条 補助事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支 出額を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の 支出簿とともに、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければな らない。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年8月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年9月30日から施行し、改正後の群馬県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)にかかる支援金及び慰労金交付要領の規定は令和2年4月1日から適用する。